

# 平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間の新築住宅引渡戸数が0件であっても、 基準日※における届出手続が必要な場合があります！

※今回の基準日は平成29年9月30日（届出手続期間：平成29年10月2日から10月23日）です。

※ 住宅瑕疵担保履行法では、過去10年間に引き渡した新築住宅の累計件数を算定することが必要です。このため平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した事業者は、その後引き渡した新築住宅の戸数が0件であっても、継続して届出手続を行うことが必要です。（累計件数は許可・免許行政庁で算定します。）

## ● 保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の方の場合の届出手続の方法

# 1

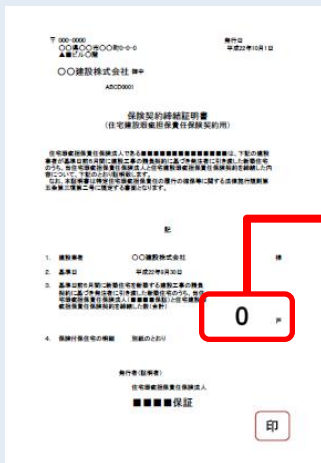
### 届出手続の準備

平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間に保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者の方には、保険法人から①届出手続の流れの説明資料（A4カラー両面印刷）、②保険契約締結証明書が送付されます。

※ 保険契約締結証明書【明細】は封入しておりませんのでご注意ください。



送付物① 届出手続の流れの説明資料



送付物② 保険契約締結証明書

平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間の新築住宅引渡戸数が0件の事業者の方の場合、【0件】と記載しています。戸数が違う場合には、保険契約締結証明書を再発行する必要があります。保険法人まで至急ご連絡下さい。

# 2

### 届出手続に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「届出書」のみです。届出書の記載方法は「3 届出書の作成」をご覧ください。

※ 平成29年4月1日から平成29年9月30日の間に保険契約によらず、法務局への供託により新築住宅を引き渡している場合は、別途届出手続が必要となります。この場合の届出手続の方法については埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/kasi-7gou.html> をご覧ください。

# 3 届出書の作成

宅地建物取引業者の方の届出書は以下の書類となります。

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」（左上に「第七号様式（第十六条関係）」と記載のある書類です。）

届出書の様式については、埼玉県ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/kasi-7gou.html>

または国土交通省ホームページからダウンロードして入手して下さい。

## 宅建業者の方は第七号様式

第七号様式（第十六条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記入する日付を記載

届出時の免許証番号 埼玉県知事(〇)第〇〇〇〇号  
 商号又は名称 〇〇ハウス株式会社  
 郵便番号 〇〇-〇〇〇  
 主たる事務所の所在地 埼玉県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 △〇ビル〇階  
 氏名(法人にあつては、代表者の氏名) 〇〇〇〇 印  
 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 ファクシミリ番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 担当 〇〇部 埼玉次郎

法人は実印・代表者印  
個人事業者は認印  
(屋号の印は不可)

許可・免許行政庁

(あて先)

埼玉県知事

自社の情報を記載

記

1 基準日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

今回は平成29年9月30日と記載して下さい。

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について  
(すべて保険のため省略)

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅販売瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
合計戸数	0

空欄

「0」と記載

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

0

「0」と記載

(略)

※平成29年4月1日から平成29年9月30日の間に保険契約によらず、法務局への供託により新築住宅を引き渡し、保証金を供託している事業者の場合の届出書の記載方法については、埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/kasi-7gou.html> 記入例をご覧ください。

# 4 届出書の提出

埼玉県知事免許の方は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会(本部のみ)、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部(本部のみ)、埼玉県都市整備部建築安全課[郵送のみ]の三か所で受け付けています。

平成29年10月23日までに正本(※受付印押印済の届出書の控えが必要な場合は、副本(コピー)1部を合わせて2部)を提出してください。

郵送による提出の場合で上記副本がある場合は返信用の封筒と切手(重量分)を貼って同封してください。